

不在委員からの書面意見

第4回専門委員会への意見

法政大学 田中充

前回委員会で指摘した事項について丁寧に調査し回答をいただき、感謝いたします。当日は、用務により若干遅刻しますので、あらかじめ意見を提出させていただきます。

1. 環境影響評価の内容及び環境影響評価技術について（資料3及び資料4）

評価項目の拡大について

・評価項目に関して、基本的事項の参考項目以外であっても、事業種の特性に応じて主務省令で独自の項目を定めているケースがあり、日照障害・水温等があります。また、地方の環境アセスメント条例でも、例えば文化財や地域分断、交通安全等を評価項目に追加している事例がみられます。このような場合、例えば文化財については、地域の文化的歴史的環境の視点から地域独自の条例等で文化財を指定しているケースがあり、何を文化財としてとらえるかという点は地方によって差異があります。

・こうした評価項目の追加は、事業種に応じた工夫や地域固有の取組であり、全国一律に取り組むよりも、各々の制度で対応した方がより適切な対応が可能です。現状でも、地域や事業種の実態等を踏まえた柔軟な対応は可能であり、法制度で一律的に対応することは避けた方がよいのではないかと考えます。

環境影響評価技術に関して（資料4）

・地球温暖化や生物多様性保全など環境問題の進展に伴い、環境影響評価に求められる予測技術や評価技術は複雑化しています。したがって、制度の改正事項ではありませんが、制度運用面として、環境影響評価に関する技術水準の確保・向上を図るために、実務や行政面の研修、情報交流の取組等を一層、促進する必要があると考えます。

2. 戦略的環境影響評価について（資料6）

・戦略的環境アセスメント SEA については、資料6に整理されているように、地方自治体で先行した取組があり、また多くの自治体で導入に向けて検討を進めている中で、知見も積み上がってきています。国レベルでも、公共事業では数年前からPIガイドラインを運用し、住民参加について相当の実績があります。さらに19年度より戦略的環境アセスメント導入ガイドラインを施行し、すでに適用事例もあります。したがって、国の事業においては、こうしたSEA等の実施事例の蓄積を踏まえ、今後、制度化に向けた積極的な取組が必要であると考えます。

3. 不服申立・訴訟手続について（資料7）

・環境影響評価手続や評価に問題がある場合に、アセス制度に不服申立や訴訟手続を盛り込むべきという意見に対し、アセス手続や評価に関して適正な執行を担保する措置と考えます。これについて、現行制度では、事業者の手続や評価内容に不十分な点や誤り等が認められる場合には、環境大臣に意見の提出権があり、また許認可権者はそのことを踏まえて許認可権を行使する仕組みですので、こうした制度を適切に運用していくことが必要です。

・特に、評価内容に関しては、予測の不確実性等を踏まえ、必要に応じて是正する仕組みが重要であり、その意味では事後調査の制度化が大きな役割を果たすと考えます。

・仮に、環境アセスにおいて訴訟制度を構築しようとする場合に、当該事業の許認可に関して抗告訴訟の原告適格の要件を定めることが必要となりますが、アセス法において原告適格の範囲を拡大した場合、都市計画法に基づく意見提出のような類似の制度への影響も懸念されます。訴訟手続については、このような他制度との整合性にも十分に留意し、長期的課題として検討していくことが必要であると考えます。

本日は教授会・学科会議のため、会議に遅参することをお許してください。そこで、事前配布資料に基づき、前半の議題について文書にて意見を述べさせていただきます。

1) 風力発電施設の環境影響評価において影響を受ける鳥類(資料2・2)

調査いただきありがとうございます。これを見ると、影響を受けると考えられる鳥類は全国的・国際的な視点から配慮が必要な渡り鳥が多く、また留鳥であってもイヌワシ・クマタカなど全国的な視点から配慮が必要となる種がほとんどであることから、風力発電施設の環境影響評価は、法に基づく環境影響評価によって行うべきであると考えます。

2) 生物多様性オフセットについて(資料4・2)

生物多様性2010年目標の反省点として、(1)計量可能な目標でなかったこと、(2)ベースラインがはっきりしなかったこと、の2点が挙げられます。HEPなどに基づいた生物多様性オフセットによって、(1)の問題については解決されますが、一方で(2)の問題については懸念が残ります。多くの場合、環境影響評価が実施される時点で、すでに生物多様性が大きく減少し、生態系が分断されていることがほとんどです。環境影響評価開始時をベースラインとし、ノーネットロスを原則としたオンサイトの代償措置は最低限の環境保全措置ですが、必ずしも生物多様性国家戦略がめざす生態系ネットワークの回復にはつながりません。生息地破壊、外来種、温暖化などによって著しい影響を被る以前の状態をベースラインとした、生態系ネットワークの回復をめざした環境保全措置がとられるのであれば、オンサイトであれ、オフサイトであれ、プラスの評価をされるという環境影響評価制度が求められます。

3) 戦略的環境影響評価について(資料6)

戦略的環境影響評価を実施する理由は二つあります。(1)複数案の選択肢がある事業の計画段階で実施することにより環境影響評価の結果を事業の計画変更(選択)に反映しやすくする、(2)同一地域に複数の事業が計画されるなど、個別の事業アセスでは対応できない広域的複合的影響に配慮する。条例によって戦略的環境影響評価が実施されることで、(1)の問題については解決されますが、(2)の問題については生物多様性保全上、懸念が残ります。なぜならば、生物多様性に対する影響は、広域的問題であることが多く、先に述べたような生態系ネットワークの構築をめざすような環境保全措置は、生物多様性国家戦略との整合性が求められるからです。そのような理由から生物多様性基本法第25条において、事業の立案段階等での生物の多様性に係る環境影響評価の推進が規定されています。生物多様性2010年目標およびポスト2010年目標の実現のためにも、戦略的環境影響評価を法制化し、全国的国際的な視点から生物多様性の保全と事業の実施における適正な配慮が実施されることを望みます。